

生駒市規則第 2 1 号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第 1 条 生駒市行政組織規則 (平成 6 年 7 月生駒市規則第 2 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条市長公室の項中「市民活動推進課 市民活動推進係 自治振興係 市民活動推進センター」を「市民活動推進課 市民活動推進係 自治振興係 市民活動推進センター」に改める。

第 7 条市民活動推進センターの項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

第 7 条の 2 市民活動推進センターが分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民の公益活動の推進に関する事業の企画及び運営に関すること (他課の所管に係るものを除く。)
- (2) 公益活動団体の支援に関すること。
- (3) ボランティア活動の普及啓発に関すること。
- (4) 市民活動推進センターの管理及び運営に関すること。

第 4 7 条第 1 項中「清掃リレーセンター」を「市民活動推進センター、清掃リレーセンター」に改める。

第 4 8 条第 1 項中「(市民活動推進センターにあっては、所長。以下同じ。)」を削り、同条第 3 項中「清掃リレーセンター、」を「市民活動推進センター、清掃リレーセンター、」に、「清掃リレーセンター等」を「市民活動推進

センター等」に改める。

第49条第1項中「清掃リレーセンター等」を「市民活動推進センター等」に改める。

(生駒市会計課設置規則の一部改正)

第2条 生駒市会計課設置規則（昭和46年11月生駒市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号ケ中「200万円未満」を「500万円未満」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第3条 給料等の支給に関する規則（昭和32年7月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の5第1項の表の2の項中「副消防長及び次長」を「次長、消防署の署長」に改め、同表の3の項中「署長、副署長」を「副署長」に改め、同表の5の項中「市長部局の課長補佐」の次に「、市民活動推進センターの所長」を加える。

(生駒市会計規則の一部改正)

第4条 生駒市会計規則（昭和48年3月生駒市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「主幹、課長補佐」の次に「、市民活動推進センター所長」を加える。

別表第1市民活動推進課長の項の次に次のように加える。

市民活動推進センター 所長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。